

専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物） 議論の概要**1. 要緊急対処特定外来生物の選定について**

- ヒアリ類（ソレノプシス・ゲミナタ種群、ソレノプシス・サエヴィスマ種群、ソレノプシス・トゥリデンス種群及びソレノプシス・ヴィルレンス種群に属する種並びに4種群に属する種間の交雑個体）を要緊急対処特定外来生物に選定することについて、異議なし。
- ヒアリは地中で生息範囲を拡大していくため駆除が困難であり、農業、家畜、人体、電子機器への影響等、経済的な影響が大きく被害額も多い。今回の改正によって侵入初期の対処が進むことの意義は大きい。

2. 指定後の措置について

- 指定対象とする生物の名称が学名とそのカタカナ書きとなっているが、公表や普及の際は一般の方にも指定の内容・範囲が分かりやすいよう表現を工夫する必要がある。
- 今後、要緊急対処特定外来生物に指定したことの効果を検証する必要がある。

3. その他

- ヒアリは東京港で何度も確認されており定着が疑われているが、遺伝子解析の結果、これらに継続性はなく多数回侵入を繰り返していることが確認され、定着ではないと思われる。

専門家グループ会合（爬虫類・両生類） 議論の概要

1. 特定外来生物の選定等について

- アカミミガメを一部規定の適用除外付きで特定外来生物に選定することについて、異議なし。
- 規定の適用除外とする範囲について、異議なし。
- 種類名証明書添付生物には、アカミミガメ属全種だけでなくアカミミガメとクーターガメ属及びニシキガメ属間の交雑により生じた生物も加えることが妥当。
- 規定の一部を適用除外にできるという法改正の柔軟な対応によって、これまで長年議論されてきたアカミミガメを特定外来生物に指定できるようになったことは大きな進歩である。
- 輸入をしっかりと止めることが外来種対策のスタートでもあり、これができるようになったことは大きな進歩。

2. 指定後の措置について

- 野外で採集した個体を飼育できる一方で、アカミミガメのような寿命の長い生物を終生飼育するには、重い責任と覚悟が伴うことを伝える必要がある。
- 流通を止めるだけでは野外の個体数を減らすには不十分であり、予算を投じて積極的に防除が必要。野外での個体数増加を鑑みると一律の防除は難しく、優先順位や防除主体について考えていく必要がある。
- アカミミガメの利用状況が変化していることや、適用除外の解除時期の検討を行うためにも、飼育個体数の動向については引き続き調査を行う必要がある。

3. その他

- アカミミガメの特定外来生物指定をモデルケースとして、外来生物を野外に放出しない流れを整えていく必要がある。

専門家グループ会合（無脊椎動物） 議論の概要

1. 特定外来生物の選定等について

- アメリカザリガニを一部規定の適用除外付きで特定外来生物に選定することについて、異議なし。
- 規定の適用除外とする範囲について、異議なし。

2. 指定後の措置について

- 広報にあたっては次の3つの対応が必要。
 - 規制される行為は明記されているが、許可不要の行為は「その他の目的」に含まれ、明記されていないので工夫すること。
 - アメリカザリガニもアカミミガメもこれまで通りに飼育が可能であるが、これまでと違うのはきちんと最期まで責任をもって飼養をしなければいけないことを、この機会に伝えていくこと。
 - 規制の適用除外付きの特定外来生物の名称を現行の特定外来生物と区別しない方針であり、一般の人々の間で混乱が生じるおそれがあることから工夫すること。
- 指定後も、許可を受けた者はアメリカザリガニを輸入出来るが、生業の維持目的での新規の申請は許可しないよう確実な運用をお願いしたい。
- 学校教育でアメリカザリガニを購入する場合も許可が必要になることで、学校の先生への周知にもつながり、利用が減ることが期待される。
- 人為的な移入が規制されても、既にいる個体が自力で拡散できるため、これを防がなければ未侵入地への侵入は阻止できない。引き続き、防除の優良事例の共有や技術開発等を進めていく必要がある。また、防除を続けてきた、あるいは今後防除を行いたいとの意思を示した団体・組織への支援も行う必要がある。

3. その他

- 生態系被害防止外来種リストの更新や特定外来生物の新規指定（更新したリストからの指定、ペット等の流行から今後新たに輸入される可能性があつて各種影響がありそうな種の指定）も進める必要がある。